

町田市景観条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 (2 0 2 6 年) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 稲 垣 康 治

町田市景観条例の一部を改正する条例

町田市景観条例（平成２１年６月町田市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（届出事項等） 第１１条 略 ２ 略 ３ <u>法第１６条第８項第１２号</u>の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （１）～（６）略 ４ 略 （<u>景観整備推進法人</u>の指定の手続） 第３５条 市長は、法第９２条第１項の規定により、<u>景観整備推進法人</u>の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。	（届出事項等） 第１１条 略 ２ 略 ３ <u>法第１６条第７項第１１号</u>の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （１）～（６）略 ４ 略 （<u>景観整備機構</u>の指定の手続） 第３５条 市長は、法第９２条第１項の規定により、<u>景観整備機構</u>の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日から施行する。